補助金調査・評価シート[制度的補助]

補助金	 S等										
補助金の名	<mark>你</mark> 保存植	保存樹木及び保存樹林の助成金							No.	48	
予算事業名	緑化排	推事業									
文 答 된 口	<mark>款</mark> 08	款 08土木費 項 04都市計画費 目 06緑化推進					進費				
予算科目	節 19:	<u>節</u> 19負担金補助及び交付金 細々節 02保存樹木・樹林補助金									
部課名まち	づくり環境	竟部まちづく	り推進詞	 果		電話番号	049	-251-	2711	内線	454
補助金の根拠											
	条例	条例 みどりの保護及び緑化の推進に関する条例									
担协久向军	規則	規則 みどりの保護及び緑化の推進に関する条例施行規則									
根拠条例等	要組	要綱									
	その	<mark>他</mark>									
開始年度	昭和	56 年度	終期の	設定		有(年月	度まで)	無	
補助金の分	百	事業費補助		団体	運 営	营補助			イベン	ト等補助	ַל
冊列並の刀:		投資的補助] 扶助	力費的	前補助		7	その他		
補助金の	概要										
目 的 (何を対象にど ような成果を得 いのか。)	<mark>ひ</mark> し、信	こ残るみどり 呆存樹木等の 成し、自然環	維持管理	里に要す	「る費	用(枯れ死	と又は	は破損の	の防止等	等の費用	
導入の経総 (どうしてこの 助制度を導入し ければならなか たのか。)	補 な 果、∂	との進展に伴 みどりの保護							少 の−յ̀	金をたど	った結
対象資格 (対象資格はど ようなものか。	・樹 ^ス メート	保存樹木等の 大の場合…高 トル以上ある 木の場合…樹 あるもの	さ12メー もの			•					
交付内容等 (どのような基 で交付している か。また、交付 の確認資料はと ようなものか。	保存権保存権	樹木等指定台 樹木について 樹林について き年額60,000	は、1本 は、100	につき: 平方メ・	年額3 ート <i>。</i>	3,000円。			、ただし	ン、1保石	字樹林
積算基礎 (予算額をどの うに積算してい のか。)	よ 保存植 3,000	22年度予算 樹木等指定台 円×67本(例 0円×1箇所	帳に基っ 呆存樹木	づき積算)	千	Ħ					

補助割台	等
補助割合等 の明示	☑ 有 (☑ 定額) 無(「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	☑ 市単独
別がり引	割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	□ 国·県の基準よりも拡充して交付している □ していない
上乗せ・横出 しがある場合 の内容と金額	

交付実績とコスト (単位:件·円) 平成20年度(決算) 平成21年度(決算見込) 平成22年度(予算) 項目 交付(見込) 保存樹木71本 (212,000円) 保存樹木67本 (201,000円) 保存樹木67本 (201,000円) 保存樹林1箇所 (60,000円) 保存樹林1箇所 (60,000円) 保存樹林1箇所(60,000円) 件数 交付(見込)件数 の増減要因 272,000 決算(予算)額(A) 261,000 261,000 国庫支出金 0 県支出金 0 0 0 源 内 0 0 0 その他 訳 272,000 261,000 一般財源 261,000 242, 235 242, 169 概算人件費(B) 255, 669 概算補助事業費 527, 669 503, 235 503, 169 (A+B)実績報告の確認 実績報告書を提出させていないが、保存樹木等の指定解除の可否を確認するた (実績報告書受理 め、現地調査を行っている。 時の確認資料は、 どのようなもの か。)

廃止した場合の 問題点

(廃止した場合の問題点や継続しなければならない理由など)

所有者には、保存樹木等を維持していくために費用負担のみならず、苦情への対応等もしていただいているので、補助制度を廃止することにより、指定をする際の所有者の同意が得にくい環境をつくることとなる。指定数が減ることは、伐採に対する一定の制限が働かなくなるということなので、みどりの保護の減退につながる可能性がある。

		評	価						
	評化	西項目		判断理由	評(西			
火要性	情致政	会勢しの望か経合の望か	ために費	が進む中、所有者には、保存樹木等を維持していく 用負担のみならず、苦情への対応等もしていただい で、指定の継続等をしていくためにも行政の実施が い。	✓ 望ましい☐ そうでもな	LY			
5	憂 也 中 的	し状でに 状でに 実施 か)果たす役割は大きく、現存するみどりを守るために Dに実施すべきである。	☑ 優先すべき				
本交性	有効性 目的に対して成果 が出ているのか			等の指定をすることにより、簡単に伐採することが 況となっているので、樹木の減少を抑えることがで 。	☑ 成果が出ている				
糸	継続性 現まての的で する まし初目成か)保護は、継続的に行わなければならないものであ なすることによって貴重な財産を次代に引き継ぐこと)。	☑ 達成できる				
		☑ 現状の	のまま継約	· 売					
居		□見直しのよ		レ □ 制度の変更(補助対家経費・補助					
	所	□ 廃止 (年度まで)							
	属長評		見直 し その他	ください。 さい。					
	価								